

市県民税（住民税）、所得税の申告は正しくお早めに

問 税務課
☎内線1056～1059

受付期間 2月16日(木)～3月15日(水) ※土・日曜日を除く。
午前8時45分～午後4時(開場:午前8時)

受付場所 市保健センター研修室(2階)

休日の
申告相談

牛久市役所……2月19日と2月26日の日曜日に限り、午前8時45分～午後3時
竜ヶ崎税務署…2月19日と2月26日の日曜日に限り、午前9時～午後5時

※申告書の作成には時間を要しますので、午後4時頃までにお越しください。

業務内容 確定申告用紙の配付、申告相談、確定申告書の受け付け

※現金納付の窓口業務は行いません。

共通して必要な物

個人番号カードまたは個人番号
通知カード+運転免許証・健康
保険の被保険者証等、印鑑(認
印)、平成28年分の源泉徴収票
原本(給与・年金など)、還付金
の振込口座のわかるもの(申告
者本人名義のもの)、筆記用具
(ボールペン)、計算機

各種控除に必要な主な書類

◆年金受給者の方

① 社会保険料支払証明書(国民
健康保険税、介護保険料、任
意継続保険料など)

② 生命保険料、地震保険料など
の控除証明書

③ 医療費控除を併せて受けるこ
きは、次の医療費控除を受け
る方を参照してください。

◆医療費控除を受ける方

① 医療費の領収書(会社や健康

保険組合などから発行される医
療費明細書は不可)

※あらかじめ治療を受けた人ごと
病院・薬局ごとに集計しておい
てください。

※領収日が平成28年中であること
を確認してください。

※介護老人施設などで提供を受け
る施設サービスの費用は、領収
書に医療費控除対象額が明記さ
れていることを確認してくださ
い。明記されていない場合は、施
設などへ事前に確認し、医療費
控除対象額を明確にしておい
てください。

② 生命保険会社や健康保険組合な
どから給付、補てんされた額の
わかる書類(高額療養費・マル福
などにより補てんされた金額を
含む)



注意事項

◆ 次の①、②の場合は、市役所
で申告できませんので、税務
署に申告してください。

① 事業所得、不動産所得の収支
内訳書を作成される方で、震
災で被害を受けた事業用の資
産がある場合。

② 今回初めて住宅借入金等特別
控除を受ける方、事業所得な
どの申告で初めて収支内訳書
を作成される方、配当や株式
土地、家屋、ゴルフ会員権など
の譲渡所得、青色申告、贈与
税、消費税などの申告、更正の
請求を含めた過年分の所得税
などの申告(①、②の申告内容
の方でも相談を要しない提出
のみの方は、申告受付日に限り
申告書をお預かりします)

◆ 市役所で申告する方は、次の

③、④をお願いします。
③ 申告会場は大変混み合います。
前もって次のことを願います。

・ 事業所得、不動産所得などの
申告をする方は、帳簿、領収書
などを整理し、収支内訳書を必

ず作成して持参してください。

・医療費控除を受ける方は、あらかじめ治療を受けた人、病院・薬局ごとに領収書を整理（支払日が平成28年中であることを必ず確認）し、合計金額を算出して持参してください。（介護老人施設などで提供を受ける施設サービスの費用は、領収書に医療費控除対象額が明記されていることを確認してください。明記されていない場合は施設などへ事前に確認し、医療費控除対象額を明確にしておいてください）

④申告期間の初めと最後の一週間は、会場が大変混み合い、お待ちいただく時間が長くなる場合がございます。ご了承ください。

公的年金等受給者に係る 確定申告不要制度について

平成23年分以降の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要あり

ません。なお、以下の場合には申告が必要となります。

※所得税の確定申告が必要のない場合であっても、市県民税の各種所得控除を受けるためには、市県民税の申告が必要となります。

※所得税の還付を受けるためには、確定申告書の提出が必要となります。

※確定申告書の提出が要件となつている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

その他

●確定申告用紙は、国税庁ホームページから入手できます。また、牛久市役所税務課でもお渡ししています。

●市県民税申告書に限り、申告期間前であっても税務課窓口にて随時受け付けをしていますが、確定申告書の受け付けは2月16日（木）から3月15日（水）までです。

竜ヶ崎税務署からのお知らせ

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。なお、確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。

会場 竜ヶ崎税務署別館1階会議室

期間 2月16日（木）～3月15日（水）※土・日曜日、祝日を除く。
ただし2月19日（日）および2月26日（日）に限り開場します。

時間 受付：午前8時30分～ 相談：午前9時～午後5時



※確定申告会場の開設前は相談スペースが限られており、長時間お待ちいただく場合があります。

※申告書の作成には時間を要しますので、午後4時頃までにお越しください。

※毎年駐車場が大変混雑しますので、公共交通機関の利用をお願いします。

問い合わせ先

- ◆確定申告について 竜ヶ崎税務署（〒301-8601 龍ヶ崎市川原代町1182-5）☎0297-66-1303（自動音声案内）
- ◆市県民税の申告について 市税務課☎内線1056～1059